

令和2年2月26日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
代表 03-5253-8111

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件等の改正に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和元年12月28日(土)から1月26日(日)までの期間において、建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件等の改正に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件等の改正に関するパブリックコメントに寄せられたご意見等と国土交通省の考え方**

※12の個人・団体から合計78件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本政令と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

**【建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）の一部改正に関するご意見】**

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
耐火構造は階数・部位によって耐火時間が異なるが、告示案では、計算によって求めた準耐火時間は全ての階・部位に適用されると考えてよいか。	貴見の通り。
第1イ(2)の「防火被覆」とはなにか。	石こうボード等による防火被覆をいいます。
第1第1号ロ表1中「袖壁等」とは、第1号の「避難時倒壊防止構造」である袖壁か。	貴見の通り。
第1第1項第1号ロ 本文カッコ書き「(当該建築物が令第百十二条第一項、第三項又は第四項の規定により区画された建築物である場合にあっては、当該規定により区画された各部分のうち当該開口部が設けられた部分を除く。)」のうち、除く部分とは、令112条1項、3項、4項で面積区画された部分の外壁ということでしょうか。	他の外壁の開口部が設けられた部分と同一の防火区画内にある部分は、軌跡の範囲内の部分から除きます。
第1第1項第1号ハに規定する「自動火災報知設備」には特定小規模施設用自動火災報知設備は含まれていないと解してよいか。	貴見の通り。
第1第2項の「避難時倒壊防止構造」で、「自重又は積載荷重を支えない非耐力壁や軒裏のみに防火被覆しない木材を用いた建築物」は、各号イ又はロのいずれに掲げられる基準への適合が求められるのか。	本告示では、自重又は積載荷重を支えない部分の種別に応じ、同項各号イ又はロに掲げる基準のいずれに適合すべきかを決定することとはしておらず、自重又は積載荷重を支える部分に木材を使用した部分を有する建築物かどうかにより、当該建築物が同項各号イ又はロに掲げる基準のいずれに適合すべきかを決定し、設計することとなります。

<p>第1第2項の「避難時倒壊防止構造」で、「柱」「はり」は、「通常火災終了時間」「特定避難時間」の区分に応じて、180分以下の場合は3時間耐火構造を選択でき、また120分以下の場合は2時間耐火構造を選択できるが、「壁」「床」は120分以下の場合に「2時間耐火構造」を選択できないのはなぜか。</p>	<p>柱や梁については火災時倒壊防止構造又は避難時倒壊防止構造と耐火構造が有すべき性能がともに非損傷性であることから、準耐火時間（当該部材が準耐火性能を有する時間）以上の時間耐火性能を有する構造を選択できる一方で、壁や床等については火災時倒壊防止構造又は避難時倒壊防止構造が有すべき性能が準耐火時間の非損傷性能・遮熱性能・遮炎性能であり、耐火構造が有すべき遮熱性能・遮炎性能と異なることから、準耐火時間以上の時間耐火性能を有する構造を選択することはできません。</p>
<p>「外壁で延焼のおそれのない部分にある非耐力壁」「延焼のおそれのない部分にある軒裏」「階段」は、令和元年国土交通省告示193号や平成27年国土交通省告示255号によらず、平成12年建設省告示1358号による30分準耐火構造とすればよいと考えてよいか。</p>	<p>貴見の通り。</p>
<p>第1第3項第4号口の「特定防火設備」の定義は設けないのか。</p>	<p>告示上定義は設けておりませんが、告示において単に「特定防火設備」と規定している場合には、令第112条第1項に規定する特定防火設備を指し示すものとしております。</p>
<p>第1第4項のvの表について、階段で「3階以下の階」とは、地階も含むのか。</p>	<p>3階以下の階から避難階に下って避難する際の歩行速度を与えているため、階段を上って避難する必要がある避難階でない地階には適用できません。</p>
<p>第1第4項のvの表において、百貨店、展示場と共同住宅が同じ分類となっているが、使用者は違うが一律同じ歩行速度ということか。</p>	<p>貴見の通り。</p>
<p>第1第4項のvの表に規定する「診療所」とは、患者の収容の有無は問わないのか。</p>	<p>貴見の通り。</p>
<p>第1第4項のvの表の「学校」について、幼稚園まで含まれるが、大人と同じ歩行速度ということか。</p>	<p>貴見の通り。</p>

<p>第1第4項の火災温度上昇係数の算定式の「i」はどのような意味があるのか。</p>	<p>建築物に対してただ1つに決定する火災温度上昇係数を<math>\alpha</math>とし、当該<math>\alpha</math>を算出するために建築物の各室における火災温度上昇係数を計算する必要がある。この「各室における」という意味を文字上iと置いております。</p>
<p>第1第4項の<math>t_{region}</math>の表の「特定行政庁が指定する区域」と「特定行政庁が定める時間」について、その考え方や具体的な設定方法も示して欲しい。</p>	<p>「特定行政庁が指定する区域」と「特定行政庁が定める時間」については、施行通知でその設定の考え方をお示しすることとしています。</p>
<p>第1第1号ホについて、用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物は、スプリンクラー設備を設けなければならないが、これは、用途地域が定められている土地の区域に比べて常備消防機関の現地到着時間が長くなるからと理解してよいか。その場合、用途地域が定められている土地の区域であるが、用地地域が定められた区域と同等の現地到着時間になるケースもあると考えるが、その場合であっても30分未満の現地到着時間を設定することはできないという理解でよいか。</p>	<p>貴見の通り。</p>
<p>第1第7項の<math>t_{intg}</math>の式について、「<math>t_{spread} - t_{ceiling}</math>」は「<math>\max(t_{spread} - t_{ceiling}, 0)</math>」とすべきではないか。</p>	<p><math>t_{spread} \geq t_{ceiling}</math>の関係が常に成立するため、単に「<math>t_{spread} - t_{ceiling}</math>」としております。</p>
<p>第1第7項に規定する上階延焼抑制時間の算出に当たって、消防到着時間が在館者避難時間より長い場合、在館者の避難は既に終了しているのに、消防到着時間を採用する意味は何か。</p>	<p>在館者の避難完了と消防の到着という2つの状況が揃うことで消火活動を開始することが可能となるという前提としているため、在館者の避難が終了している場合であっても、消防の現地到着を待つこととしています。</p>

【建築基準法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第 193 号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>第 1 第 1 号ロ（3）について、防火区画を貫通する給水管等の構造が（i）～（iii）に規定されているが、令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号ハのような大臣認定品は認められないという解釈でよいか。また、ここに規定されたもの以外は認められないという解釈でよいか。</p>	<p>貴見の通り。</p>
<p>第 1 第 1 項第 1 号ロ等に定める給水管等の防火区画貫通部分の処理について、「かつ、当該不燃材料で埋められた部分及び（1）で定める防火被覆の外側に、所定の防火被覆を設ける」と定めているが、これは、区画を構成する壁の外側（両側）に「壁内部で防火被覆を構成している範囲」を覆う部分に別途防火被覆を設けるということか。</p>	<p>貴見の通り。</p>
<p>第 1 第 1 項第 3 号ロの周囲の通路について、同項第 1 号では、居室に設けられた開口部がある外壁に面する部分に限られているが、本号は同様の限定はないと解してよいか。</p>	<p>貴見の通り。</p>